

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

テックワン株式会社

策定日：令和4年3月20日

変更日：令和8年4月10日

女性がその個々の能力を十分に発揮し、継続して活躍できる職場環境を整備するため、当社は女性活躍推進法に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年10月31日まで

2. 内容

目標1：現場職、技術職、営業職に女性を各1名以上登用する。

<対策>

令和4年4月～

体力的負荷がある作業に対応させることができる環境を整備する。

資格取得や技術職としての知識、経験値を向上させるため、研修の参加を積極的に促す。

目標2：年次有給休暇の平均取得日数12日以上を目指す

<対策>

令和7年11月～

有給休暇の取得状況を従業員ごとに定期的に確認し、年3回程度、取得状況を社内へ発信する。法定の年5日取得を全員が余裕をもって達成できるよう促すとともに、会社として設定した目標日数の達成に向けて継続的に働きかける。

以上